

Q & A

ブレンド米を利用していますが、京都府産が少しでも入っていれば良いのですか？

ブレンド米でも、京都府産が50%以上使用されていれば、京都府産米とみなします。

給食で使う野菜は、伝統野菜だけが対象となるのですか？

伝統野菜やブランド京野菜だけに限らず、京都府産の野菜全てを対象としています。

豆腐やお茶などの加工品も利用回数にカウントできるのですか？

加工品はカウントできません。カウントできるのは、米や野菜、果実、豆類の農産物です。

1日3食のすべての食事に京都府産を利用しないと、1日分としてカウントできないのですか？

1日の食事のうち、京都府産の農産物を1食材でも利用していただければ、1日分としてカウントします。なお、1食材を1日3食利用した場合は3日ではなく1日分のカウントとなります。

京都府産農産物の産地の資料とは、どのようなものですか？

京都府産農産物のみを抜粋してもいいですし、献立表・食材一覧の中で京都府産農産物をがわかるように印を付けたものなどを想定しています。ただし、利用品目名と利用日数がわかるものに限りです。

計画と実績が違っていても良いのですか？

違っていてもかまいません。ただし、認定を受けるには、実績で基準を満たしている必要があります。

京都府産農産物の産地や食文化の情報の発信資料の写しとは、どのようなものですか？

例えば、給食だよりや施設の広報誌で、食材の産地や生産者を紹介したり、献立にまつわる季節の行事などを紹介したりしたものを想定しています。